

事業者のいない大阪 IR「環境影響評価準備書」説明会と条例見直しを求める陳情書

24 日締切の大阪市会への陳情書の原稿を紹介していきたい。まずは、怒りに燃えたアセス説明会と大阪市環境影響評価条例見直しから。

[陳情趣旨]

10 月 27 日から「大阪・夢洲地区特定観光施設設置運営事業 環境影響評価準備書」公告・縦覧が始まった。大阪市環境影響評価条例に基づく夢洲 IR カジノ環境影響評価（アセス）は、昨年 5 月に方法書が公告・縦覧された。市民から意見書が提出されたあと、大阪市環境影響評価専門委員会に諮問、答申を経て、市長意見が事業者に送付された。先月 28 日に大阪 IR 計画が正式に締結され、それを待っていたかのように、事業者がアセス準備書を提出。11 月 27 日まで公告・縦覧、市民等による意見書提出は 12 月 11 日まで。この間に事業者による説明会が開催され、市民等から公述書提出があれば公聴会が行われる。

私はアセス方法書に対する意見書を提出し、865 ページの準備書に目を通したこともあり、11 日 14 時から港区で開催された説明会に参加した。会場で大阪 IR 株式会社と明記された「環境影響評価準備書」という資料を受け取った。説明会の開会を待っていたが、壇上に並ぶ 14 人のなかに、説明会の主催者・事業者である大阪 IR 株式会社からは一人もいないことが判明した。会場は騒然となり、参加者の大半が退席するなかで、一方的に準備書の説明が強行された。

まずは、主催者で事業者である大阪 IR 株式会社から一人も参加していない説明会に驚いた。私はこんな説明会が成立するのかなどと、会場で発言したが、明確な回答はなかった。壇上には大阪 IR 株式会社の主要株主である日本 MGM、オリックス、そしてコンサルタント会社の担当者らが着席していた。MGM の担当者は、こうした形の説明会について、大阪市も了承していると発言。

週明け一番に、大阪市環境局へ電話して、説明会の混乱について説明して、大阪市環境影響評価条例に違反するのではないかと問いただした。すると、条例には事業者が必ず説明会に参加するとは明記されていない、担当課として、説明会のやり方について了解などしていない、という回答だった。再度、条例を読みなおすと、環境局担当者が指摘するようにも「解釈」できる。公聴会でも指摘するつもりだが、説明会に必ず「事業者」が参加することを明記するよう、条例改正を求めたい。

それにしても、夢洲の IR 用地の土地対策には大阪市の公金が投入される。IR 工事を着手する上で欠かせない環境アセス説明会に、事業者が一人も参加していないことは、常識では考えられない。大阪 IR 株式会社は責任ある対応ができる「会社」なのか。

[陳情項目]

1. 環境アセス「説明会」に事業者の参加を大阪市環境影響条例に明記することを求める。

(2023 年 11 月 18 日)